

県下一斉電話無料相談会

宮崎県司法書士会 & 宮崎地方法務局 共催

相続・遺言に関すること

土地・建物の登記に関すること

会社・法人 などの登記に関すること

成年後見に関すること

消費者問題に関すること

無料
相談

要予約

日時：令和4年 3月6日(日) 10:00~15:00

予約方法

予約受付期間：令和4年2月14日(月)~2月28日(月)
月~金：9時~12時、13時~16時(祝日は除く)

- ①上記受付期間にお電話にてご予約ください。
- ②相談開始の時刻をお知らせいたしますので、指定時刻にお電話いたします。
- ③相談時間はお一人当たり30分です。時間厳守にてお願いします。
(相談員からの電話に3回出られなかった場合は、キャンセル扱いとさせていただきます。)

受付電話番号▶ **TEL.0985-28-8538** (宮崎県司法書士会)

※枠に限りがございます。お早めのご予約をおすすめいたします。
枠が埋まっていて予約が取られなかった方、相談会当日に都合のつかない方には常設の無料相談窓口(面談 or 電話)をご案内いたしますので、お気軽に宮崎県司法書士会までお問い合わせください。

お問い合わせ先

宮崎県司法書士会 TEL.0985-28-8538

宮崎県司法書士会ホームページ▶



相続登記を放置すると

二次、三次の相続が発生すると、相続人が増加し、権利関係が複雑になる。
相続人の調査に時間がかかり、費用が高額になる。
遺産分割に協力しない又はできない相続人が出てくる。
不動産処分（売買など）が難しくなる。
公的買収や災害復興の妨げになる。



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

(注) 「民法の一部を改正する法律」が令和3年4月28日に公布され、令和6年4月1日から、相続登記の申請をすることが義務化されます。
詳細は、法務省ホームページで御確認ください。

法定相続情報証明制度

手数料は
無料！

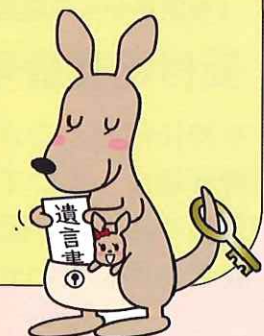
* 「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局に必要な書類（戸籍謄本等一式）を提出し、法定相続人が誰であるかを登記官が証明する制度です。

* この制度の利用により、金融機関での各種相続手続や税務署での相続税申告手続などで、戸籍謄本等一式の提出の省略が可能となります。

※相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は、各機関にお尋ねください。

自筆証書遺言書保管制度

あなたの大切な遺言書
宮崎地方法務局で
大切にお預かりします！



遺言書ほかんガル

宮崎地方法務局

